

共済年金 だより

No.93

平成20年10月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

< 重要 >

「平成21年分の扶養親族等申告書」が同封されていた方へ 2頁

扶養親族等申告書に関するQ&A 3頁

< お知らせ/お願い >

年金に関する各種届出について 4頁

平成20年10月からの「国民健康保険の保険料(税)」及び「長寿(後期高齢者)医療の保険料」について 5頁

年金に関する各種届出用紙のダウンロードについて 6頁

全国年金相談開催案内(11月以降の開催) 7頁

読者のひろば・原稿募集・お問い合わせ先 8頁



「木戸池の朝」長野県山ノ内町 山路俊夫 (三重県)

「平成21年分の扶養親族等申告書」 が同封されていた方へ

「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成20年11月17日です。

年金から所得税を源泉徴収する際に、基礎的控除等の所得控除を受けるためには、同封の「扶養親族等申告書」の提出が必要です。

ただし、会社等に勤務し、その給与支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方は、「扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。

「扶養親族等申告書」の送付にあたって

「扶養親族等申告書」をお送りしたのは、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成21年中に支払われる年金の額が次の金額以上の方です。

65歳未満の方(昭和20年1月2日以後の生まれの方)……………	108万円
65歳以上の方(昭和20年1月1日以前の生まれの方)で 退職共済年金を受給している方……………	80万円
退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の年金を受給している方……	158万円

上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。

また、障害(共済)年金や遺族(共済)年金などの「障害」または「死亡」を給付事由とする年金は、非課税ですので、これらの年金を受けている方にも「扶養親族等申告書」はお送りしていません。

「扶養親族等申告書」を提出した場合の所得税額と、提出しなかった場合の所得税額
(例)年金一郎さんの場合



本人(無職)
退職共済年金
年金額 240万円
年齢 63歳



妻(無職)
年齢 61歳
(控除対象配偶者)

定期支給期毎の
所得税額

「扶養親族等申告書」を提出した場合(基礎的控除などの所得控除があります)

5,250円

「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合(基礎的控除などの所得控除はありません)

30,000円

詳しくは同封の「扶養親族等申告書の手引き」の所得控除、所得税の計算等をご覧ください。

平成21年分の扶養親族等申告書については、記入方法をより分かりやすくするため

平成20年分の扶養親族等の申告を行っていない方用……………緑色の申告書

平成20年分の扶養親族等の申告を行っている方用……………赤紫色の申告書

の2種類に分けて、お送りしております。

扶養親族等申告書に関するQ&A

Q1 . 昨年の申告内容に変更がある場合は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の裏面には、変更がある事項のみ記入するだけでよろしいのでしょうか。

A. 変更のある事項欄だけでなく、「控除対象配偶者」、「扶養親族」及び「障害者」等の該当するすべての事項を改めて記載してください。記載漏れがあると、その事項については控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

Q2 . 私は、今年から障害の状態になりましたが、障害者控除を受けられるのでしょうか。障害者控除を受けられる場合、「普通障害」か「特別障害」のどちらに該当するか、よくわかりません。どのように判断すればよろしいのでしょうか。

A. 「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている方は、障害者控除を受けられます。
「普通障害」と「特別障害」の区分については、障害の程度によりますが、同封の「平成21年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の10頁をご参照ください。
なお、今年から障害の状態ということであれば平成20年分も該当しますが、平成20年分については、来年2月の確定申告で申告していただくこととなります。

Q3 . 妻は、現在、控除対象配偶者に該当しておりますが、来年(平成21年)妻自身、年金を受ける予定です。この場合、控除対象配偶者に引き続き該当するのでしょうか。

A. 奥様が平成21年中に受ける年金の額によります。奥様が65歳未満の場合は108万円未満、65歳以上の方の場合は158万円未満であれば、引き続き控除対象配偶者に該当します。

Q4 . 65歳以上の者については、受けている年金が退職共済年金とそれ以外の年金とで金額が分かれているのは何故ですか。

A. 65歳以上の方で「扶養親族等申告書」をお送りしたのは、退職共済年金の場合、支給額が80万円以上、退職共済年金以外(退職年金、減額退職年金など)の場合、158万円以上の方です。退職共済年金を受給している方は、65歳になると、別途、社会保険庁から老齢基礎年金(障害基礎年金を受けている場合も同様です。)を受給することとなるため、退職共済年金の対象額は下げて80万円以上としています。

Q5 . 私が受給している年金は、遺族(共済)年金ですが、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要はあるのでしょうか。

A. 遺族(共済)年金や障害(共済)年金は、税法上、非課税となっているため、提出の必要はありません。したがって、当連合会から申告書用紙はお送りしておりません。

年金に関する各種届出について

厚生年金保険等の被保険者等となったとき ...〔年金の一部支給停止に必要な届出〕

退職(共済)年金・障害(共済)年金・減額退職年金等(注を参照)を受給されている方が、民間会社等に再就職され、厚生年金保険、私学共済制度に加入されたとき、または国会議員や地方議会の議員になられたときは、「厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)」を提出してください。

また、昭和12年4月2日以降の生まれの方で70歳以後、厚生年金保険適用事業所に勤務されている方や私学共済制度の特定教職員として勤務されている方も同様に「就職等届」を提出してください。

注

年金種別	年金証書記号番号
退職(共済)年金	A-11- - -
障害(共済)年金	A-21- - -
減額退職年金	A-13- - -
通算退職年金	A-15- - -

失業給付を受けることとなったとき ...〔年金と失業給付の併給調整に必要な届出〕

65歳未満で退職共済年金を受給されている方が、雇用保険法または船員保険法の失業給付を受けることとなったときは、「退職共済年金支給停止事由該当届」と「雇用保険受給資格者証(写し)または船員失業保険証(写し)」を提出してください。

加給年金額が加算されている方へ

次に該当したときは、加給年金額が支給されません。速やかに「加給年金額対象者異動届」(1)に必要な書類を添付の上、提出してください。お届けが遅れますと加給年金額の払い過ぎが多額となり、返済等でご面倒をおかけすることになります。

加給年金額対象者である配偶者 について

死亡した

離婚した

公的年金制度から老齢厚生年金又は退職共済年金(いずれも加入期間が20年以上であるか、又は20年以上とみなされる年金)を受けることになった(2)

公的年金制度から障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金を受けることになった年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなった(3)

加給年金額対象者である子 について

死亡した
年金受給権者ご本人の配偶者以外の養子となった
養子である子が離縁した
婚姻した
年金受給権者ご本人によって生計が維持されなくなった(3)

年金受給権者ご本人 について

加給年金額が加算された老齢厚生年金を受けることになった(厚生年金が優先されます)

- 1 年金証書と共にお送りしました「届出用紙綴」の中にあります。
- 2 「加入期間が20年以上とみなされる」かどうかは、老齢厚生年金については社会保険事務所で、退職共済年金については各共済組合で確認してください。
- 3 「生計が維持されなくなった」とは、加給年金額対象者と年金受給権者が生計を共にしなくなった場合(例えば、別居)、又は加給年金額対象者の年収が850万円以上になった場合をいいますが、具体的には個別の事情により判断します。該当すると思われる場合は、担当までお申し出ください。

担当:年金部 給付第二課第4係

平成20年10月から「国民健康保険の保険料(税)」及び「長寿(後期高齢者)医療の保険料」の年金からの特別徴収を新たに導入する市区町村があります。

平成20年4月から65歳以上75歳未満の年金受給者の方の「国民健康保険料」と原則75歳以上の方を対象とした「長寿(後期高齢者)医療の保険料」を市区町村の依頼により年金から特別徴収を行っているところですが、一部の市区町村では導入時期を遅らせて、本年10月より特別徴収を導入する市区町村があります。

本年4月定期支給以降、保険料を特別徴収されていなかった方でも、10月定期支給より特別徴収される方がおります。

10月定期支給より保険料が徴収される方には、平成20年10月にお送りする「年金支払通知書」に、その徴収額を記載しますので、ご確認ください。

これらの保険料の詳細に関しましては、住所地の市区町村の国民健康保険又は長寿(後期高齢者)医療の各窓口にお問い合わせください。

年金に関する各種届出用紙のダウンロード

年金を受給されている方々に、一身上に異動があったとき、又は払渡金融機関や住所等に変更があったときの必要な用紙は、年金決定時に年金証書に同封し送付している「届出用紙綴」に綴っておりますので、所要事項を記入のうえ、必要書類を添付して速やかに提出してください。

なお、次表の届出用紙はインターネットの連合会(KKR)ホームページ(<http://www.kkr.or.jp>)から取り出すことができます。ご利用にあたっての詳しい内容はKKRホームページをご覧ください。

年金に関する各種届出用紙

届出用紙	内 容
住所・払渡金融機関変更届出用紙	転居・払渡金融機関の変更・住居表示の変更があったときに提出する用紙です。
受給権者氏名・受給代表者変更届出用紙	受給権者が氏名を改めたとき、受給代表者を変更したときに提出する用紙です。
失権事由等通知書用紙	年金を受けている方が死亡したとき、遺族共済年金等を受けている方が婚姻したときなどに提出する用紙です。
再就職届出用紙	公務員として再就職したときに提出する用紙です。
厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)用紙	退職共済年金等を受けている方が、会社等に就職して厚生年金保険の被保険者等となったときに提出する用紙です。
年金の一部支給停止事由の消滅等届(退職届等)用紙	退職共済年金等を受けている方が、会社等に就職して厚生年金保険の被保険者等となり年金の一部支給停止に該当していた方が、会社を退職等したときに提出する用紙です。
加給年金額対象者異動届出用紙	加給年金額が加算されている退職共済年金又は障害共済年金を受けている方の加給年金額の対象となっている配偶者・子が死亡等されたときに提出する用紙です。
退職共済年金支給停止事由該当届出用紙	特別支給の退職共済年金又は繰上げ支給の退職共済年金を受けている65歳未満の方が、会社等を退職された後に、雇用保険法による基本手当等を受けるために公共職業安定所等に求職の申込みを行ったときに提出する用紙です。
年金加入期間確認請求書用紙	年金受給者本人又は配偶者が厚生年金保険、国民年金など他の公的年金制度の年金を請求するときに提出する用紙です。
遺族共済年金の「妻加算」停止解除届出用紙	夫(元組合員)の死亡により、遺族共済年金を受けている妻の遺族基礎年金(社会保険庁から受給)の受給権が、子の死亡・婚姻等により消滅したときに提出する用紙です。

全国年金相談開催案内

11月以降の開催

平成20年度の年金相談につきましては、全国30地区で開催いたしております。11月以降の開催日程は別表のとおりです。

各会場とも開催地ごとの予約制となっております。**年金相談の予約は開催日の1週間前まで受け付けておりますが、相談会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただく場合もあります。**

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

別表 平成20年11月以降の年金相談開催日程

開催地	開催日	開催場所	開催地	開催日	開催場所
熊本市	11月7日(金)	KKRホテル熊本	相模原市	12月5日(金)	相模原オリエンタルホテル
高松市	11月7日(金)	ホテルルポール讃岐	和歌山市	12月5日(金)	シティインワカヤマ
奈良市	11月13日(木)	KKR奈良みかさ荘	さいたま市	1月16日(金)	プリランテ武蔵野
京都市	11月14日(金)	KKR京都くに荘	横浜市	1月23日(金)	KKRポートヒル横浜
千代田区	11月16日(日)	九段合同庁舎	徳島市	2月20日(金)	ホテル千秋閣
つくば市	11月21日(金)	オークラフロンティアホテルつくば	松山市	2月20日(金)	KKR道後ゆづき

全国年金相談のためにKKRの施設に宿泊予約をされますと、ウエルカムドリンク等のサービスを受けられます。(すでに宿泊予約をされている方も同様にサービスを受けられます。)

予約をされます皆様へ

連絡事項(年金相談をご予約される前に必ずお読み下さい。)

年金相談予約方法

電話でご予約される場合...予約専用電話 **03-3265-9708**に連絡願います。(土日祝日除く)

受付時間は午前10時~12時、午後1時~6時までとなります。

インターネットでご予約される場合...「KKRホムペジ(<http://www.kkr.or.jp>)」からのご予約となります。ご予約は次の手順で行ってください。「KKRホムペジ」の、「長期給付情報」の「相談・案内」を開く「相談・案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く「年金相談会の予約をしたい」を開き案内にしたがって入力してください。

文書でご予約される場合...「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号(7)相談内容を記入して下記宛にお送りください。

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室

年金相談を予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に年金相談会の案内を送付させていただきます。

読者のひろば

本と人との出会いの図書館ボランティア

全国の公立図書館に先駆けて、NPO法人として公立図書館業務を受託した宮崎県立図書館ボランティア団体。その活動に参加して9年目。

活動の推進役として週2日のボランティア活動を実践する日々の楽しさ。長年の公務員生活で培った行政業務と規律正しい生活は、活動の基本でもある。

年間延べ4千5百人にも及び市民による図書館ボランティア活動の魅力はどこにあるのか。その秘密はまさに「満足感・充実感・達成感」の日々である。高校生から80歳代まで約400人が登録し、本人の希望する日時でのボランティア活動の日々は、悪戦苦闘の連続でもある。図書館の知識・技術を持ち合わせない一般市民ボランティアは、返された一冊の本をどの書架に返すのか迷い、館内を右往左往することもあるが、30万冊の本と利用者との出会いは、情報を共有する楽しさと、書架に並ぶ本から発信される新しい発見があり喜びの連続となる。

貸出・返却業務、排架・書架整理などのボランティア活動と平行して図書館の専門的知識・技術をマニュアルにより、コーディネーターから毎回学習を受け習熟する喜びと、70代での手習いには苦戦しているものの、習得した知識・技術は何にも変え難い知的財産となっている。

昨今、その日々の努力が報いられ、図書館ボランティアに生きがいと社会貢献を実感する日々でもある。

宮崎県 蔵原 敬吾 (73歳)

米寿の挑戦

「米寿」なんて別世界のことだと思っていたのだが、私自身米寿ということになってしまった。まあ、しかしこれは数え年のことだからという負け惜しみは今もある。

八十五歳近くまで文章を書いてきたのは、西脇順三郎(詩人、慶大理財科卒、昭和詩運動の推進者として活躍(一八九四～一九八二))がいるだけ、と言ったのは詩人であり、俳人でもある高橋睦郎氏。私にももう文章を綴る力はどこを振りしぼっても出てくるわけではないと自覚してはいるのだけれど、しかし、やってみないで諦めてしまうことは敗北にほかならぬ。また冥土へ行ってからも隅っこの方で小さくなっていなければならないだろう。

私は高橋睦郎氏の勝手なきめ込みにさからってみたいような気になって、今、米寿の手にペンを握っているのである。人間は実にさまざま、年齢で区切りを決めつけてしまうのは許されないことかもしれない。まして、今、やたらと人権に触れての論議の多いさ中なのだから。

私は今、俳句の世界に浸り切っているし、俳句会だけでも月六回は出かけている。それも一応リーダー格として。それには人一倍勉強をしておかないとつとまらぬことは理の当然。リーダーの役目を果せる内はやって行こうと健気にも思っているのである。

広島県 内田 大正 (87歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募を頂きありがとうございます。引き続き挑戦・実践・苦戦をされている「三せん」をテーマにした原稿をお待ちしています。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係まで送付ください。なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03)3265-8141(代表)

電話でのお問い合わせは、土日祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、お問い合わせが非常に多く長時間お待たせする場合があります大変申し訳ありません。

間違い電話が多くなっていますので、**おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。**

6頁に記載されています年金に関する各種届出用紙が必要な方は、当会に連絡していただければ、送付いたします。お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホ - ムペ - ジアドレス <http://www.kkr.or.jp>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)